

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	気象大学校体育館（２４）改修設計その２業務
業 務 概 要	基本設計及び実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事請負者に正確に伝える業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
契 約 年 月 日	令和 ６年 ４月 ２４日
契 約 業 者 名	株式会社アレックス
契 約 業 者 の 住 所	富山県富山市下奥井一丁目２０番６号
契 約 金 額	１，０１２，０００円（税込み）
予 定 価 格	１，０３４，０００円（税込み）
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	気象大学校体育館は、令和４年度に総合評価落札方式により気象大学校外（２２）設計業務の設計者として特定された株式会社アレックスが基本設計及び実施設計業務を実施した。 本業務は、令和６年国土交通省告示第８号における工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務である。 本業務は、設計業務を行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計図書のみでは表現しつくせないものについて、気象大学校体育館に係る工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるためのもので、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務（以下「設計意図伝達業務」）である。具体には、施工に着手するにあたっての工事受注者との打ち合わせや質疑応答、設計図書を補完する説明図及びデザイン詳細図等の作成、設計意図の反映が必要な施工図等の確認、設計意図に基づく仕上材料の色彩計画書の作成などを行うものである。 これらは、気象大学校体育館に係る設計上の経験・知識を有し、かつ、設計内容や現場の状況に精通した者が行う必要があり、業務の性質上、設計者以外の者に実施させることができない業務であることから、対象工事の基本設計及び実施設計業務を実施した当該設計者と随意契約を締結するものである。
業 務 場 所	千葉県柏市旭町７－４－８１
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 （ 自 ）	令和 ６年 ４月 ２５日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和 ６年１２月 ２７日
備 考	適用法令 会計法第２９条の３第４項 予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 入札情報サービス（PPI） (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx)にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。